

8 福祉高施第 7 1 3 号
令和 8 年 7 月 1 日

都内各有料老人ホーム設置者 殿
(八王子市内を除く)

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長
木 村 総 司
(公 印 省 略)

有料老人ホームに係る報告の徴収について（依頼）

日頃より東京都の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針及び厚生労働省通知により、重要事項説明書及び決算書等の提出を依頼しているところですが、令和 8 年度は下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 提出書類等

- (1) 重要事項説明書・介護サービス等の一覧表・都指針適合表（以下「重説等」）
- (2) 法人の経営状況報告書
- (3) 協力医療機関に関する届出書・添付書類（協定書写し）
- (4) 変更届（変更がある場合のみ提出）
- (5) 特例的な人員配置基準に関する資料

※該当事業者で今年度未提出事業者のみ(人員配置 3:0.9 以上)

2 作成上の注意

- (1) 詳細は下記ホームページを御覧ください。様式はホームページからダウンロードできます。

福祉局ホームページ「令和 8 年度有料老人ホームの報告徴収について」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/koureishiisetu/youryou/houkoku.html>

(東京都福祉局トップページ→高齢者→高齢者施設→有料老人ホーム（特定施設入居者生活

介護) →令和 8 年度有料老人ホームの報告徴収について)

(2) 重説等

ア 重要事項説明書作成要領を参考に、必ずホームページよりダウンロードした最新の東京都指定様式により作成してください。令和 8 年 6 月に様式更新しております。最新の様式以外が使用されている場合は再提出を依頼することがありますので、ご注意ください。

イ 適合表で指針不適合となる項目については、適合表備考欄に、不適合の具体的な状況、指針適合に向けて検討している内容及び改善の期限を明記してください。

ウ 報告基準日は、令和 8 年 7 月 1 日として作成してください。

エ 東京都福祉局のホームページにて公表している重要事項説明書は、今回提出された最新版に更新します。そのため、提出期限を守るようお願いします。

オ 重要事項説明書等は、入居者及び入居希望者に対して、入居契約に関する重要な事項を説明し情報を開示することを目的として、作成及び入居者等への交付が老人福祉法により事業者に義務付けられているものです。したがって、事業者の責任において、事実に基づき作成されるものであることに十分留意してください。

(3) 法人の経営状況報告書

ア 都指定の様式 (Excel) にて提出してください。

イ 複数の施設を運営されている法人の場合、法人の経営状況報告書を施設数分提出する必要はありません。1 部の提出で結構です。

ウ 場合により、追加資料の提出 (例：財務諸表 (貸借対照表・損益計算書等)) を求めることがあります。予めご承知おきください。

注意 ・ Excel ファイルのセルの位置等、体裁は変えずに記入ください。
・ PDF 等に変換せず提出ください。

(4) 協力医療機関に関する届出書 (別紙 1)

※介護付きのみが対象になります。

また、地域密着型特定施設の指定を受けている施設は、提出先が市区町村になります。

ア 指定の様式 (Excel) にて提出してください。

注意 ・ Excel ファイルにおいて、入力欄が足りない場合は、行追加をお願いします。

イ 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付してください。

その際、施設基準第 1 号及び第 2 号の規定を満たす該当部分にマーカーを引くなど、該当箇所の記載がわかるようにしてください。

(5) 変更届

変更がある場合は、変更届を提出してください。なお、「事業所の建物の構造・区画・用途」、「前払金・利用料」、「定員」の変更については、事前協議が必要です。

(6) 消費税の取り扱いについて

令和 8 年 6 月 1 日から有料老人ホームにおける消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わりました。これにより食費の変更が生じる場合は、今回の報告徴収で反映をお願いします。

なお、今回の基準変更にかかる食費の変更のみの場合、変更届の提出は不要です。

国税庁ホームページ

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>

重要事項説明書等に分かりやすく記載し、入居者へ丁寧に説明できるようにしてください。

課税の判断は、税務署に確認ください。

(7) 特例的な人員配置に取り組む場合の取扱い

令和 6 年 3 月 15 日付け厚生労働省通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（介護保険最新情報 Vol.1219）に基づき、当該取組を実施している場合は、下記の書類を提出してください。

ア 届出書（別紙 1）

イ 調査結果（別紙 2）

ウ 別紙 1 の③及び④の要件を満たすことが分かる委員会の議事概要

エ その他、当該取組の実施状況が分かる資料

（調査票の原本、取り組み計画や結果が分かる資料等）

3 提出方法（詳細は 2 (1) のホームページを参照ください。）

- (1) 重説等、法人の経営状況報告書、協力医療機関に関する届出書（別紙 1）、協力医療機関に関する添付書類（協定書写し）については、電子メールに添付して提出してください。

※協力医療機関に関する届出書（別紙１）、協力医療機関に関する添付書類（定書写し）は、介護付きのみ添付してください。

(2) ファイル名はそれぞれ、下記のとおり変更してご提出ください。

①重説等 ファイル名：施設番号_重説等（施設名）

例）9999_重説等（都庁ホーム）.xlsx

②経営状況報告書 ファイル名：法人番号_法人経営（法人名）

例）999_法人経営（都庁株式会社）.xlsx

③協力医療機関に関する届出書（別紙１）

ファイル名：施設番号_協力医療機関届（施設名）

例）9999_協力医療機関届（都庁ホーム）.xlsx

④協力医療機関に関する添付書類（協定書写し）

ファイル名：施設番号_協力医療機関届_添付（施設名）

例）9999_協力医療機関届_添付（都庁ホーム）.pdf

(3) 施設番号及び法人番号が不明の場合は下記ホームページの「７施設番号、法人番号」でご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/houkoku.html>

(4) 変更届については、電子申請届出システム又は郵送により提出してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

(5) 特例的な人員配置基準に関する資料については、郵送により提出してください。

4 提出期限

令和８年８月３１日（月曜日）必着

期限に遅れた場合、東京都福祉局ホームページで公表している重要事項説明書の最新版への更新が、今年度中に完了できない恐れがあります。期限に余裕を持って提出してください。

5 提出先及び問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課 有料老人ホーム担当

〒１６３－８００１ 新宿区西新宿２－８－１

TEL ０３－５３２０－４２９６（直通）

FAX ０３－５３８８－１３９１

E-mail : ml-henkou@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は「法人名（報告徴収）」としてください。

6 その他

令和8年7月1日以降開設の施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅として登録している施設は、本通知の対象外となります。